

諸外国との税制等の比較

国名	アメリカ		カナダ		ドイツ		フランス	イギリス	スウェーデン	日本								
	連邦制国家		連邦制国家		連邦制国家		単一制国家	単一制国家	単一制国家	単一制国家								
財源配分	国税 50.8%	州税 27.5%	地方税 21.6%	国税 44.7%	州税 43.2%	地方税 12.0%	国税 52.3%	州税 34.7%	地方税 13.0%	国税 82.5%	地方税 17.5%※	※州税含む	国税 93.7%	地方税 6.3%	国税 52.8%	地方税 47.2%	国税 55.0%	地方税 45.0%
地方自治体歳入の内に占める税収の割合	州 43%	地方政府 33%	州 65%	地方政府 42%	州 58%	市町村 32%	39%	12%	72%	35%								
課税自主権	独自税目創設権	州	・州税は州法で規定され広範な課税権をもつ（一部憲法による規制あり）	州	・州税は州法で規定され広範な課税権をもつ（一部憲法による規制あり）	州	・州税は連邦法で規定（州税に関する連邦法の規定には州代表からなる連邦参議院の同意が必要）	・地方税は法律で規定	・地方税は法律で規定	・地方税は法律で規定	・法定外税導入が認められているが導入割合は低い							
		地方政府	・州法により規定	地方政府	・州法により規定	地方政府	・州法により規定 ・法定外税導入が認められているが導入割合は低い											
	税率設定権	州	○ ・法定標準税率なし ・国による税率制限なし	州	○ ・法定標準税率なし ・国による税率制限なし	州	× ・連邦法で規定、全国一律	○（一部不可） ・法定標準税率なし（一部有） ・一部国が税率制限権を持つ ・住民課税による収入が大きいほど交付金も増加	○	○	○	○（一部不可） ・法定標準税率あり（諸外国に比較して地域間の税率格差が少ない） ・一部制限税率規定あり ・法定標準税率に満たない税率による課税で生ずる税収減は交付金補填対象とならない※国が地方と協議のうえ毎期決定（非法定）						
		地方政府	○（一部不可） ・州により税率制限の規定あり	地方政府	○（一部不可） ・州により税率制限の規定あり	市町村	○（一部不可） ・法定標準税率なし ・国による税率制限なし											
主な税目	（課税ベースの棲み分けが進んでいる） 【国税】個人所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、遺産税・贈与税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、個別間接税 【地方税】小売売上税、財産税		（課税ベースの重複多） 【国税】個人所得税、法人所得税、財貨・サービス税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、共通売上税、財産税 【地方税】財産税		（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人税、付加価値税 【州税】所得税、法人税、付加価値税、不動産取得税、相続・譲与税 【市町村税】所得税、付加価値税、営業収益税、不動産税（固定資産税）		（課税ベースの棲み分けが進んでいる） 【国税】所得税、法人税、付加価値税、相続・贈与税 【地方税】自動車税、自動車登録税、既・未建築不動産取得税、地域経済貢献税、住居税	（課税ベースの重複なし） 【国税】所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、相続税 【地方税】カウンスル・タックス（不動産課税）	（課税ベースの棲み分けが進んでいる） 【国税】個人所得課税（資本所得、高所得者勤労所得）、法人所得課税、一般消費税・特定消費税、財産課税 【地方税】個人所得税（一般勤労所得）	（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人税、消費税、揮発油税、自動車重量税、酒税、たばこ税、相続税 【地方税】個人住民税、個人事業税、法人住民税、法人事業税、地方消費税、たばこ税、自動車税、軽油引取税、固定資産税								
歳入庁等の有無（国等による一括徴収の有無）	・国税・社会保険料について内国歳入庁が徴収		・連邦税、社会保険料、州税について一部の州においては、協定のもとカナダ歳入庁が一体徴収		・社会保険料について疾病金庫（政府から独立した法人）が徴収 ・所得税、法人税、付加価値税について「共同税」として州が徴収		・主要な地方税について国が徴収	・国税・社会保険料について歳入・関税庁が徴収	・国税・地方税・社会保険料について国税庁が徴収	・一体徴収はほとんど行われていない（消費税、個人住民税のみ一体徴収）								
地方で徴収して国等へ納入する税目					・共同税（上記参照） ・営業収益税の一部を国、州へ納入（代わりに所得税を市町村へ分配）					・地方法人特別税（国税）について都道府県が徴収（後に国が地方へ再配分）								
起債に係る関与等	・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり		・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり		・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・市町村債の発行には州による規制あり		・国による特別な関与なし	・国による規制あり（2003年以降許可制度は緩和）	・国による特別な関与なし	・国等による規制あり（都道府県債における国の許可・協議・届出） （市町村債における都道府県の許可、協議・届出） ・許可、同意等を受けたものについては、元利償還金が地方財政計画へ算入 ・地方税率が標準税率に満たない自治体による起債は国の許可が必要								

<参考>財務省財務総合政策研究所「地方財政システムの国際比較について」（平成14年6月）、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」（平成18年12月）
日本総研「国税・地方税・社会保険料徴収機関分立の問題と改革試案」（平成18年6月）、総務省HP「地方税収等の現況」